

1 小牧駅前交番の設置について

小牧の中心市街地である小牧駅周辺には、現在、新図書館やこども未来館など新たな公共施設の整備が計画されており、日常的な小牧駅利用者や買物客に加えて、施設利用者の増加による新たな賑わいの創出が期待されている。

市の玄関口でもある小牧駅には、現在、交番がない。

小牧駅周辺は、夜間の人通りが少なく、駅構内に若者がたむろしている姿も見受けられ、通行人は心細い心境で足早に帰宅している。

駅周辺は不特定多数の人が往来する場所でもあることから、安全、安心して利用できる環境整備は、駅前の活性化を図るうえで重要な要素であると考えられる。

そこで、駅利用者をはじめ、今後、増加することが見込まれる夜間の買物客や新たな公共施設の利用者の安全と安心を確保するため、小牧駅周辺に小牧駅前交番を設置することを要望する。

（回答）

① 現状

交番の設置については、市が設置の判断をするものではなく、警察において設置の判断をします。

市では、交番を設置するための費用や場所を準備しても警察としては、「地方財政法」に抵触するため、その費用で交番を設置することはできません。

市としては、平成30年3月に策定した「小牧駅前広場等整備基本構想」の基本方針の一つに安全・安心な駅前環境の整備を掲げ、将来の駅前交番の設置を検討することとし、警察に対して小牧駅前交番の設置を働きかけています。

② 交番設置の課題

警察の交番設置の考え方としては、中学校区に1交番の基準を定めて設置しているそうです。現在、小牧駅の近くには、直

線距離約900メートルの位置に小牧交番が設置されています。そのため、小牧交番の駅前への移設を踏まえて検討する必要があります。

③ 警察の回答

小牧警察署に小牧駅前交番の設置について働きかけたところ、小牧駅前交番設置については、現在の小牧交番の移設を前提に考えることになる。現在の小牧交番は、交番としての十分な機能を有していると考えている。

そのため、現段階では、小牧交番の移設や駅前交番の新規設置については無いものと判断している。

今後、道路の拡張工事などにより、小牧交番の立ち退きの必要性がある場合や耐用年数に達した場合に必要性について判断する旨の回答でありました。

④ 今後の対応

市としては、今後も小牧警察署や交番設置の予算措置をする愛知県に対して、小牧駅前交番を設置していただくように働きかけを行っていきます。

2 自然災害等の緊急事態発生時における市民への情報伝達手段の拡充について

昨今、異常気象によるゲリラ豪雨や大型台風の発生により小牧市においてもたびたび避難勧告等が発令されている。

こうした自然災害発生時には、市民が自ら判断して対応することが必要となり、各自迅速に対応するためには、いち早く災害情報を市民に伝達することが重要であると考えている。

市の災害情報伝達手段は、現在、防災情報メールの配信サービス、携帯電話会社によるエリアメール、市のホームページなどがあるが、いずれもインターネットや携

携帯電話、スマートフォンを利用した手段であり、利用するために登録手続きが必要であることなどから、こうした情報を利用できない市民（特に高齢者）も多い。

こうした状況を踏まえ、できるだけ多くの市民に対し、いち早く情報を伝達するための手段として「防災行政無線」や「緊急告知防災ラジオ」など、誰でも簡単に利用できる災害発生時の情報伝達手段の導入について要望する。

(回答)

音声による伝達が中心となる同報系の無線である防災行政無線については、雨戸やシャッターを閉めることで気密性が高くなり、音声聞き取れない、またスピーカーより離れた地域には聞こえないなど、市民全員の方々への情報伝達が難しいという理由から導入していないのが現状です。

また、緊急告知防災ラジオについては、防災行政無線で用いる周波数、FMラジオやポケベルの電波を使用した防災ラジオの整備事例なども把握しておりますが、他市の状況を参考にしながら、引き続き、調査研究を進めてまいります。

現在、市民への災害情報の伝達手段として、防災情報メールでの配信を行っていますが、携帯電話やスマートフォンによる情報が利用できない高齢者など、防災情報が届きにくい方々にきめ細かく行き渡らせるための情報伝達手段として、これらの方を対象に登録された世帯へ自動で電話及びファックスを送信するシステムの導入を検討しているところであります。

今後も、災害時の情報伝達体制の一層の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

3 プラスチック製容器包装の収集回数の変更について

小牧市では、ごみの減量と資源の有効利用の観点からごみの分別化が進められてきた。ごみの分別化は、ごみ減量やリサイクルを推進するために必要なことであると理解しているが、集積場の

維持管理を行う中では様々な支障をきたしている。

例えば、プラスチック製容器包装は、現在、「資源」として週1回の収集が行われているが、日常生活の中で発生量が多く、「燃やすごみ」に比べて嵩があるため、十分なスペースが確保できない集積場で道路等にはみ出してしまいう状況が見受けられ、こうした地域では関係役員等が対応に苦慮している。

1回の集積量を分散するために新しい集積場を設置することは現実的に難しい地域が多いため、プラスチック製容器包装の収集日を週1回から週2回に変更することを要望する。

(回答)

プラスチック製容器包装は、ご指摘のとおり、排出量が多いごみ集積場によっては、ご苦勞をおかけしております。

プラスチック製容器包装は、各家庭においても比較的排出量が多いものとなりますが、一般的な家庭では、週に1～2袋程度であり、燃やすごみとは違い腐敗性のものではないことから、週1回での回収を実施しているところでもあります。しかしながら、仮にご要望のとおり収集を週2回に変更するとすると、他のごみ収集にも影響を及ぼすことからすべてのごみ収集日の見直しが必要になること、それに伴い各集積場においてごみ当番の回数が増える可能性があること、また費用面（年間6,300万円）においても、収集費用が倍になることなどを考慮すると、大変難しいものと考えております。

今後市としても、ご家庭でのごみをそのまま袋に入れるのではなく、端を切ったり、折りたたむなど、ごみの出し方を工夫し、ごみの嵩を減らすよう、積極的に啓発をしていきたいと考えております。

なお、ごみ集積場の増設等が難しい地域もあるとは存じますが、市有地であれば、ご相談に応じることができる場合があります。

また、「ごみ集積場整備費補助金」を活用し、フェンス等を設置するなどして高さを確保することで、容量を拡大するなどの方法をご検討いただきたいと存じます。